

## 障がい認定申請について

一定の障がいのある65〜74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

なお、申請により制度に加入した場合は、それまで加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）を脱退する手続きが必要で、脱退手続きの方法は各保険者へお問い合わせください。

※一定の障がいとは

(1) 障害基礎年金1、2級を受給している方

※国民年金以外の障害年金受給者については個別にお問い合わせください。

(2) 身体障害者手帳1級・2級

・3級をお持ちの方

(3) 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方

・音声障害 ・言語障害

・下肢障害4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの）

・下肢障害4級3号

（一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの）

・下肢障害4級4号（一下肢の機能の著しい障害）

(4) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方

(5) 療育手帳A（重度）をお持ちの方

【申請に必要なもの】

・年金証書または各手帳

・印鑑

・現在加入している健康保険証

### 【問い合わせ先】

北海道後期高齢者医療広域連合

☎011-290-5601

・住民生活課国民健康保険係

・熊石総合支所住民サービス課



# 戦没者等のご遺族の皆さまへ 第10回特別弔慰金が 支給されます

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲を思い、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

### 【支給対象者】

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人が対象となります。

1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2 戦没者の子

3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有する等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【支給内容】 5年償還の記名国債（額面25万円）

【請求期間】 平成30年4月2日

（請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなるので、ご注意ください。）

【問い合わせ先】 ・住民生活課社会係（窓口5番） ・熊石総合支所住民サービス課